

令和7年度 厚生労働省委託 歯科技工所業務形態改善等検証事業

歯科技工所実態把握及び認定制度基盤整備事業報告書

ー全国歯科技工所の営業実態把握と認定歯科技工所制度創設に向けた基礎調査ー

公益社団法人 日本歯科技工士会

令和8年（2026年）3月31日

目次

エグゼクティブサマリー(Executive Summary)	3
第1章 事業の背景及び目的	4
1 事業の目的	4
2 検証委員会の設置、構成	5
3 事業のスケジュール	5
第2章 全国歯科技工所営業実態把握調査	6
1 調査の目的	6
2 調査対象	7
3 調査方法	7
第3章 調査結果	8
1 ハガキ郵送調査の結果	8
2 問合せ対応の結果	8
3 都道府県等が公表する歯科技工所情報の更新に関する課題	9
4 調査結果の整理	9
第4章 歯科技工所管理制度に関する課題	10
第5章 認定歯科技工所制度の検討	11
1 制度創設の目的	11
2 制度設計の基本理念	11
3 認定申請の前提条件	11
4 認定基準(検討案)	12
第6章 認定歯科技工所制度の検討を進める上での今後の検討課題	12
第7章 まとめ	13
第8章 本事業から得られた政策的示唆(Policy Implications)	13
1 歯科技工所の管理情報の精度向上の必要性	13
2 全国統一的な歯科技工所管理の仕組みの検討	14
3 歯科技工所の労働環境改善の必要性	14
4 歯科技工所を評価する仕組みの必要性	15
5 中小歯科技工所に配慮した制度設計の必要性	15
6 今後の制度展開の方向性	15
7 歯科技工所届出手続きの支援体制の検討	16
第9章 資料編	17

エグゼクティブサマリー (Executive Summary)

本事業は、歯科技工士不足が指摘される中、歯科技工所における労働環境の改善及び歯科補綴物等の安定供給を図るため、全国の歯科技工所の営業実態を把握するとともに、歯科技工所の労働環境及び業務体制を評価する仕組みとしての認定歯科技工所制度の創設に向けた基盤整備を目的として実施した。

まず、全国の歯科技工所の営業実態を把握するため、厚生労働省のホームページにおいて公開されている全国の保健所に登録されている歯科技工所を対象として、現況確認を目的としたハガキ郵送調査を実施した。

その結果、一定数の歯科技工所について宛先不明としてハガキが返送されたほか、電話及び電子メールによる問合せ対応により、既に歯科技工所を廃業している、または開設者が死亡している等、実態として保健所に現在も登録されているが営業を行っていない歯科技工所が存在する可能性が示された。

歯科技工所は歯科技工士法に基づき開設及び廃止の際に都道府県知事等へ届出が必要であるが、本調査結果から、廃業後に廃止届が提出されていない歯科技工所が一定数存在する可能性が示唆されたことは、行政統計における歯科技工所数が実態と乖離する要因となり得るものであり、歯科技工士不足の実態把握や歯科技工所の供給能力の分析等、今後の政策判断に影響を及ぼす可能性がある。

また、歯科技工所の管理は都道府県等ごとに行われているため、全国の歯科技工所情報を統一的に把握する仕組みが存在していないことも課題として確認された。今後は、歯科技工所情報の更新の適正化や、全国統一的な歯科技工所を管理する方法について施策を推進する必要がある。

さらに、歯科技工士不足への対応として、歯科技工士が安心して働くことができる環境を整備している歯科技工所を社会に可視化し、評価する仕組みの必要性について、歯科技工所として最低限備えるべき体制として、法令遵守、労務管理、社会保険の適正加入、労働時間管理、ハラスメント防止等の基本的事項を整理するとともに、新人・若手歯科技工士の教育体制、品質管理体制、デジタル技術への対応、地域歯科医療への貢献等を評価する仕組みとして、認定歯科技工所制度の基本的な考え方及び認定基準の検討を行った。

認定歯科技工所制度については、歯科技工所として当然求められる事項そのものを評価する制度ではなく、それらを確実に実行できる体制が整備されているかを確認した上で、さらに取り組みを評価する制度として位置づけることが適当であると整理した。また、歯科技工所の多くが小規模事業所であることを踏まえ、一人歯科技工所や小規模歯科技工所を排除しない制度設計とすることが重要である。

本事業で整理した内容を踏まえ、今後は認定歯科技工所制度の具体的な運用方法について検討を進める必要性とともに、歯科技工所の情報を統一的に管理する仕組みの検討等、歯科技工所を取り巻く環境の改善に向けた取り組みを継続していく必要がある。

第1章 事業の背景及び目的

1 事業の目的

近年、歯科技工士を取り巻く労働環境は厳しさを増しており、長時間労働等が問題となっている。また、就業歯科技工士数は減少傾向にあり、特に若手歯科技工士の就業者数の減少が指摘されている。

こうした状況を踏まえ、歯科技工所における労働環境の改善及び生産性の向上を図ることが重要な課題となっており、働きやすい環境を整備している歯科技工所を評価する仕組みや、全国の歯科技工所の状況を一元的に管理する方策、歯科補綴物の製作を委託する歯科医療機関において歯科技工所が開設の届出を提出しているか等の情報を確認できる仕組みの構築が求められている。

歯科技工所は、歯科技工士法に基づき、開設及び廃止の際に都道府県知事等へ届出を行う必要がある。しかしながら、実際には廃業後も廃止届が提出されていない歯科技工所が存在する可能性が指摘されている。

このような状況は、

- 歯科技工所数の正確な把握
- 歯科技工士不足の実態把握
- 歯科技工所の生産能力の推計

等、政策判断に影響を与える可能性がある。

また、今後の歯科技工士不足への対応として、歯科技工士が安心して働くことができる環境を整備している歯科技工所を社会に可視化し、評価する仕組みの構築が求められている。

本事業では、都道府県等で管理されている歯科技工所の情報について、とくに廃止届が提出されていない歯科技工所の実態を把握することから全国統一的な歯科技工所の管理を実施するための方法論、歯科技工所における生産性の向上や歯科補綴物等の質の確保するためのトレーサビリティの確保や就労環境等の改善に資する取り組みを実践している歯科技工所を評価する基盤整備、歯科技工所がより健全に運営され就労する歯科技工士の労働環境が改善されるための具体案等の策定へ向けて、

- (1) 全国歯科技工所の営業実態の把握
- (2) 廃業届未提出歯科技工所の把握
- (3) 歯科技工所の管理に関する検討
- (4) 認定歯科技工所制度創設に向けた基盤整備

を目的として調査及び検討を行った。

2 検証委員会の設置、構成

本事業の実施・検証を行うため検証委員会を設置した。委員構成を図1に示す。

歯科技工所実態把握および認定制度基盤整備事業委員会

役 職	氏 名	所 属
委員長 (歯科医師有識者)	大島 克郎	日本歯科大学東京短期大学副学長 日本歯科大学教授
副委員長 (歯科技工士有識者)	松井 哲也	日本歯科技工士会専務理事
副委員長 (歯科技工士有識者)	山下 茂子	日本歯科技工士会副会長
委 員 (歯科医師有識者)	寺島 多実子	日本歯科医師会常務理事
委 員 (歯科技工士養成機関有識者)	池田 正臣	全国歯科技工士教育協議会会長
委 員 (歯科技工士有識者)	下江 宰司	日本歯科技工士会副会長
委 員 (社会保険労務士)	宮野 武志	コンフィアンス社会保険労務士事務所代表
委 員 (歯科技工士有識者)	片岡 均	日本歯科技工士会常務理事 日本歯科技工所協会中支部長
委 員 (歯科技工士有識者)	大西 尚之	日本歯科技工士会常務理事
オブザーバー	森野 隆	日本歯科技工士会会長
オブザーバー	小嶺 祐子	厚生労働省医政局歯科保健課課長

図1

3 事業のスケジュール

事業開始にあたり作成した事業スケジュールを図2に示す。概ね記載のスケジュール通りに実施した。

項目毎にみると、

(1) 事業計画の作成

令和7年 11 月から事業計画内容の検討を開始し、12 月中旬に「歯科技工所実態把握及び認定制度基盤整備事業委員会」大島克郎委員長、松井副委員長により事業内容(案)をまとめた上で厚生労働省医政局歯科保健課への確認を行った。

(2) 検証委員会の開催

令和8年1月28日に第1回委員会を開催し事業計画の承認作業を実施。3月18日に第2回委員会を電子メール活用により開催し事業内容の検証及び事業報告書(案)を確認。3月25日に第3回委員会を電子メール活用により開催し事業報告書を確定した。

(3) 全国歯科技工所営業実態把握調査の実施

全国歯科技工所の営業実態把握を把握するための調査ハガキを令和8年2月12日に郵便局へ投函し調査開始、2月27日の状況をもって調査結果をまとめた。

(4) 全国歯科技工所営業実態把握調査結果の検証

調査結果をもとに検証を実施した。

(5) 歯科技工所管理方法等の検討

全国統一の歯科技工所番号の付与等、歯科技工所の統一的な管理方法等を検討した。

(6) 認定歯科技工所制度の検討

認定歯科技工所制度創設に向けた基盤整備として歯科技工所を評価・認定する制度内容の原案を検討・作成。

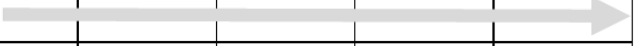
タスク	令和7年度				
	11月	12月	1月	2月	3月
事業計画の作成					
検証委員会					 
営業実態把握調査の実施					
営業実態把握調査結果の検証					
歯科技工所管理方法等の検討					
認定歯科技工所制度の検討					
厚生労働省と定期的打合せ					
報告書の作成					

図2

第2章 全国歯科技工所営業実態把握調査

1 調査の目的

本調査は、各都道府県等における開設届出のなされた歯科技工所の営業実態を把握するとともに、歯科技工士法第21条第2項に定められた廃業届未提出歯科技工所の存在の可能性を確認し、歯科技工所の実態に即した制度設計の検討を行うための基礎資料を得ることを目的として実施した。

2 調査対象

令和7年7月時点で厚生労働省ホームページにおいて都道府県等のホームページのリンクとして公開されている開設届出のなされた歯科技工所 20,007 軒を対象としてハガキ郵送による調査を実施した。

◎厚生労働省ホームページ「開設届出のなされた歯科技工所の一覧について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158505_00005.html

3 調査方法

調査対象である全国の歯科技工所 20,007 軒に対して、調査目的、調査対象(厚生労働省ホームページ掲載の全ての歯科技工所)、ハガキ到着後の対応手順、歯科技工士法上の届出義務内容等を記載し、歯科技工所の営業実態及び廃止届出がなされず営業実態のない歯科技工所の存在の可能性把握のための現況確認である旨を案内した調査ハガキを郵送した。

調査実施にあたり、想定した結果区分と対応手順を以下に示す。

(1) ハガキが宛先不明で返送されてくるケース

廃止届出がなされず営業実態のない歯科技工所と判断した。

(2) 現在も営業中の歯科技工所にハガキが届くケース

営業中の確認が取れたため特段の対応は不要とした。

(3) 移転した歯科技工所に旧住所表示のハガキが転送されたケース

旧住所における歯科技工所の廃止届出がなされていない可能性があり、管轄保健所への届出を促した。

(4) 開設届出の住所地に現在は歯科技工所が存在しないが、自宅と同住所等の理由からハガキが届いてしまうケース

開設者である歯科技工士がご逝去される等に起因し歯科技工所を廃止した後、その家族等が歯科技工士法第 21 条第 2 項の内容を知らずに廃止届出がされていないこと等が考えられるため、問合せフォームを準備し現況確認の報告を依頼するとともに管轄保健所での廃止届出を促した。

なお、本調査実施前の段階で歯科技工所と自宅が同住所のケースがどの程度存在するかを判断するため、令和 7 年 11 月末時点の日本歯科技工士会の開設者会員 2,811 名を対象として同住所かどうかの確認調査を行った結果、自宅と同じが 1,730 ヶ所(62%)、自宅とは異なる場所で開設が 1,081 ヶ所(38%)という結果となり、歯科技工所と自宅が同住所のケースが約4割を占めることを念頭として(4)の対応手順を講じることとした。

【関係する以下の資料は第 9 章資料編に収載する】

資料1: 全国歯科技工所営業実態把握調査ハガキ

資料2: 開設届出の住所で現在は営業していない歯科技工所への問合せフォーム

資料3: 歯科技工所と自宅の所在地、同一有無確認調査結果一覧

第3章 調査結果

1 ハガキ郵送調査の結果

全国の歯科技工所 20,007 軒に対して郵送したハガキのうち、想定した結果区分(1)として 2,194 枚が宛先不明として返送されており返戻割合は 11.0%であった。その中では、千葉県、奈良県は 20%を超えており、北海道、神奈川県、長崎県、大分県、沖縄県についても 15%を超えている。逆に島根県は 0%であり三重県、鳥取県、香川県は 1%台と歯科技工所数の総数を勘案する必要はあるが都道府県により大きな差が見られた。

今回の調査により、返戻されたハガキの割合は 10%を超えており、かねてより指摘されていた廃業届未提出歯科技工所の存在の可能性について、数値としても一定程度確認される結果となった。また、想定した結果区分(4)「開設届出の住所地に現在は歯科技工所が存在しないが、自宅と同住所等の理由からハガキが届いてしまうケース」の方に依頼した問合せフォームには 528 件の現況報告が届いており、その中で既に廃止もしくは休止中回答が 465 件でその数を単純に返戻ハガキ数に足すと 2,659 枚となり返戻率も 13.3%に上がることになる。

宛先不明として返送されたハガキ 2,186 枚及び上記回答 465 件は、当該所在地に現在は歯科技工所が存在しない可能性を示唆するものであり、その中には廃業後に廃止届が提出されていない歯科技工所が数多く含まれている可能性があると考えられる。

【関係する以下の資料は第9章資料編に収載する】

資料4:歯科技工所の営業実態把握調査結果 都道府県別ハガキ返戻数、割合一覧

資料5:開設届出の住所で現在は営業していない歯科技工所への問合せ結果

2 問合せ対応の結果

調査ハガキの郵送後、電話及び電子メールによりハガキを受領した方々から複数の問合せが寄せられ、歯科技工士法に基づく対応の必要性を伝える等の対応を行った。

主な問合せ内容としては、以下のような事例が確認された。

- 既に歯科技工所を廃業している
- 廃業届を提出しているにもかかわらず、調査ハガキが届いた
- 歯科技工所の移転に伴い廃業届及び開設届を提出しているにもかかわらず、旧住所に調査ハガキが送付された
- 開設者が死亡している
- 歯科技工所は既に存在していない

これらの問合せ内容から、歯科技工所の廃業届未提出の可能性のある事例が存在する一方で、すでに廃止の届出はなされているにもかかわらず、都道府県等がホームページで公表している開設届出のなされた歯科技工所一覧の情報が最新の状態に更新されていないため営業中と判断される事例も確認された。

3 都道府県等が公表する歯科技工所情報の更新に関する課題

前述の通り、本調査を実施する過程で歯科技工所側が歯科技工士法に則り適正に行政手続きを行っているにもかかわらず、都道府県がホームページで公表している歯科技工所一覧の情報が更新されておらず、廃止済の歯科技工所に調査ハガキが届いたと考えられる事例も確認された。

具体的には、

- ・ 歯科技工所が移転に伴い適正に廃業届及び開設届を提出しているにもかかわらず、旧住所の歯科技工所が引き続き掲載されている事例
- ・ 廃業届が提出されているにもかかわらず、公表されている歯科技工所一覧に引き続き掲載されている事例
- ・ ホームページ公表の歯科技工所一覧の更新が行われておらず、開設の届出がなされている歯科技工所に調査ハガキが届かない事例

等が確認された。

これらの事例は、歯科技工所側の届出不履行の問題だけではなく、都道府県等における公表情報の更新体制にも課題が存在する可能性を示すものである。

このような状況は、

- ・ 歯科医療機関等への現在営業中である歯科技工所に関する情報提供
- ・ 無届歯科技工所の存在把握
- ・ 営業中である歯科技工所の正確な実態把握
- ・ 行政統計の精度

等に影響を与える可能性があり、都道府県等ホームページにおける歯科技工所一覧情報の定期的な更新の必要性が今後の課題として挙げられる。

4 調査結果の整理

本調査において確認された

- ・ 宛先不明として返送された歯科技工所
- ・ 問合せにより廃業が確認された歯科技工所
- ・ 行政情報が更新されていない可能性のある歯科技工所

を整理すると、都道府県等においては歯科技工所として把握されているものの、実際には営業していない歯科技工所が存在する可能性が示唆された。

また、歯科技工所情報の更新状況についても、自治体ごとに差がある可能性があり、歯科技工所の実態をより正確に把握するためには、都道府県等ホームページにおける歯科技工所一覧情報の更新及び管理方法について厚生労働行政において全国統一的な対応を検討する必要があると考えられる。

なお、歯科技工士法第21条第2項により開設者は歯科技工所を休止、廃止した時に都道府県知事への届出義務が規定されているが、とくに歯科技工所を廃止する際の事例として歯科技工所開設者の逝去に伴う場合が考えられ、そのご家族が歯科技工士ではない場合は関係法令を認識されておらず廃止届出を不慮に怠るケースのあることが明らかになった。

このようなケースが散見されることを勘案した時、都道府県行政が「当該住所に歯科技工所の建物がない」、「建物はああるが無人」、「居住者や家主が第三者であって、前任の歯科技工所開設者の所在を知らない」、「諸事情により廃止の手續に着手できない」等を確認できた際には、廃止届出がなくとも歯科技工所を調査抹消できる体制づくりを行う必要があると考える。

第4章 歯科技工所管理制度に関する課題

厚生労働省は令和5年12月11日に医政局歯科保健課長名の通知「歯科技工士法第21条第1項の規定に基づく開設届出のなされた歯科技工所の一覧のホームページ等への掲載について」を都道府県知事等宛に発出し、無届の歯科技工所において作成された歯科補綴物等は、衛生上有害なものとなる恐れがあることを踏まえて、情報に接した際の実態調査及び開設届出の指導の徹底、歯科医療機関等が無届の歯科技工所と歯科補綴物等の作成等について取引を行わないよう注意喚起する必要性とともに、開設届出がなされた歯科技工所の一覧のホームページ等への掲載及び掲載事項として参考例示の上で歯科技工所に管理番号の付与を依頼している。

また、本事業における「全国歯科技工所営業実態把握調査」結果を踏まえて、廃止の届出がなされないまま実際には営業していない歯科技工所が存在する可能性が示唆されるとともに、都道府県等のホームページにおける歯科技工所一覧情報の更新及び管理方法についても対応をする必要があることが示された。

このような現況を勘案した時、都道府県等で管理されている歯科技工所の情報について、全国統一的に管理できる方法や課題について検討を行った結果、以下に示す課題への対応が確認された。

- 廃業届出がなされていない歯科技工所が存在する可能性がある
- 無届の歯科技工所において衛生上有害な恐れがある歯科補綴物等が作成される可能性がある
- 歯科技工所の管理方法や歯科技工所管理番号の付与が都道府県ごとに行われており、全国で統一的な管理が行われていない
- 全国の歯科技工所の情報を一元的に確認する仕組みが存在しない

なお、厚生労働省「歯科技工士の業務のあり方等に関する検討会」においては、都道府県等が「届出された歯科技工所であることを確実に把握できるよう、歯科技工所の開設の届出を行った歯科技工所に対して届出番号を付与すること」及び「歯科医師が届出が行われた歯科技工所であることを確認できるよう、歯科技工指示書に記載事項について検討すること」に関

して議論が行われ、見直しの方向性が了承されており、全国統一の歯科技工所管理番号付与及び開設者への歯科技工所番号の通知並びに歯科医師による歯科技工指示書の記載事項に歯科技工所番号を追加するための歯科技工士法施行規則の改正が望まれる。

第5章 認定歯科技工所制度の検討

1 制度創設の目的

厚生労働省「令和5年医療施設(静態・動態)調査」によると全国の歯科診療所数は66,818ヶ所であるが、歯科診療所に従事する歯科技工士数は8,750人であり、大多数の歯科診療所は歯科補綴物等の作成を歯科技工所へ委託していることが推測される。

この現状において、歯科医療の普及及び向上に寄与し国民へ良質な歯科補綴物等を安定的に供給していく上では、歯科技工所における業務の効率化とともに歯科技工士が働きやすい環境の整備及び改善を促進することが求められる。

そこで、以下に示す項目を目的として、

- 良質な歯科補綴物等の安定供給
- 歯科技工士が安心して長く働くことができる労働環境の整備
- 歯科技工士の人材確保

について、今後の具体的な検討へ向けた原案を作成することを念頭として、効果的な取り組みを行っている歯科技工所を社会に可視化し認定する評価のあり方等について検討を行った。

2 制度設計の基本理念

本制度の設計は、歯科技工所として当然求められる事項そのものを評価する制度ではなく、それらを確実に実行できる体制が整備されているかを確認した上で、さらに取り組みを評価する制度として位置づけた。

また、歯科技工所の規模や形態には多様性があることを踏まえ、対象者が存在しないことにより実施が困難な項目については不問とし、多様な歯科技工所が参加可能な制度設計とする。

3 認定申請の前提条件

歯科技工所が認定申請を行う上で、以下の事項を満たしていることを前提条件とする。

- 歯科技工所を開業して3年以上
- 歯科技工士法及び関係法令の遵守
- 歯科技工指示書の適正な保存
- 歯科技工録の適正な記載及び保存
- 廃業届・変更届等の行政手続きの適正な実施

- 歯科技工士生涯研修や各種管理者講習会等の受講
- 就業規則の整備(一定規模以上)
- 年次有給休暇取得を妨げない運用
- 産前産後休業・育児休業・介護休業制度の整備
- 労働時間管理体制の整備
- ハラスメント防止方針の明文化
- 定期健康診断の実施
- 社会保険の適正加入
- 公的事業・調査への協力実施

なお、これらは評価項目ではなく、認定の前提条件として整理した

4 認定基準(検討案)

今後の更なる検討へ向けて、申請のあった歯科技工所を認定審査する上での認定基準として検討すべき項目を示す。

(1)労働環境・人材確保

- 新人・若手歯科技工士の教育体制
- OJT による指導体制
- 外部研修への参加機会
- 研修記録の管理

(2)品質管理・技術体制

- 材料・機器管理
- 外注管理
- 工程管理

(3)将来性・持続可能性

- DX への取り組み
- 同業者連携
- 地域歯科医療への貢献

第6章 認定歯科技工所制度の検討を進める上での今後の検討課題

歯科技工所の構造設備基準等を満たした上で、歯科技工所における業務の効率化や生産性向上の取り組みの実施、また歯科補綴物等の質を確保する観点からのトレーサビリティの確保等、就労環境等の改善に資する取り組みを行う歯科技工所の評価のあり方や制度設計を今後も進めるにあたり、以下の課題について引き続き検討が必要である。

- 認定歯科技工所制度の最終的な位置づけ
- 中小歯科技工所と大規模歯科技工所との整合性
- 認定審査方法
- 認定更新制度
- 認定制度の広報及び活用方法
- 行政との連携

第7章 まとめ

歯科技工所の管理に関する検討においては、全国歯科技工所の営業実態を把握するためのハガキ郵送調査を実施し、現在も営業が行われている歯科技工所の実態を把握するとともに、廃業届未提出歯科技工所の存在の可能性を示唆した。

全国統一の歯科技工所番号のあり方等の検討においては、全国統一の歯科技工所管理番号付与及び開設者への歯科技工所番号の通知並びに歯科医師による歯科技工指示書の記載事項に歯科技工所番号を追加するための歯科技工士法施行規則の改正が望まれる。

歯科技工所のあり方等に関する検証においては、歯科技工士不足への対応として、歯科技工所の労働環境及び品質管理体制を評価する認定歯科技工所制度確立へ向けた認定申請の前提条件等について検討を行った。

今後は、本事業で整理した内容を踏まえ、認定歯科技工所制度の試行へ向けた対応及び歯科技工所管理のあり方等について引き続き検討を進めていくことが重要である。

なお、本事業から得られた政策的示唆を次章にて述べる。

第8章 本事業から得られた政策的示唆(Policy Implications)

本事業において実施した全国歯科技工所の営業実態把握調査及び認定歯科技工所制度に関する検討等を通じ、歯科技工所の管理及び歯科技工士の就業環境に関して、いくつかの政策的課題が明らかとなった。

1 歯科技工所の管理情報の精度向上の必要性

今回実施したハガキ郵送調査において、宛先不明として返送された歯科技工所や問合せにより既に廃業している歯科技工所が存在するであろうことを確認した。

歯科技工所は歯科技工士法に基づき開設及び廃止の際に届出を行うこととされているが、実際には廃業後に廃止届が提出されていない歯科技工所が存在する可能性が示唆された。

このような状況は、行政統計における歯科技工所数が実態と乖離する要因となり、歯科技工士不足の分析や歯科技工所の供給能力の把握等、今後の政策立案に影響を及ぼす可能性がある。

歯科技工所情報の更新状況についても、都道府県ホームページにおける歯科技工所一覧情報の更新及び管理方法について厚生労働行政において全国統一的な対応を検討する必要があると考えられる。

また、歯科技工士法第21条第2項により開設者は歯科技工所を休止、廃止した時に都道府県知事への届出義務が規定されているが、とくに歯科技工所を廃止する際の事例として歯科技工所開設者の逝去に伴う場合が考えられ、そのご家族が歯科技工士ではない場合は関係法令を認識されておらず廃止届出を不慮に怠るケースがあることが今回のハガキ調査で明らかになった。

厚生労働省においては、このようなケースが散見されることを勘案した時、都道府県行政が「当該住所に歯科技工所の建物がない」、「建物はあがるが無人」、「居住者や家主が第三者であって、前任の歯科技工所開設者の所在を知らない」、「諸事情により廃止の手續に着手できない」等を確認できた際には、廃止届出がなくとも歯科技工所を調査抹消できる体制づくりを行う必要性があると考ええる。

2 全国統一的な歯科技工所管理の仕組みの検討

現在、歯科技工所の管理は都道府県ごとに行われており、全国の歯科技工所の情報を一元的に把握する仕組みは存在していない。

このため、

- 歯科技工所の所在地
- 開設状況
- 廃業状況

等の情報を全国的に把握することが困難な状況にある。

厚生労働省「歯科技工士の業務のあり方等に関する検討会」においては、歯科技工所の開設の届出を行った歯科技工所に対して届出番号を付与すること及び歯科医師が届出が行われた歯科技工所であることを確認できるよう、歯科技工指示書に記載事項について検討することに関して見直しの方向性が了承されており、全国統一の歯科技工所管理番号付与及び開設者への歯科技工所番号の通知並びに歯科医師による歯科技工指示書の記載事項に歯科技工所番号を追加するための歯科技工士法施行規則の一部改正が望まれる。

3 歯科技工所の労働環境改善の必要性

歯科技工士不足の背景には、長時間労働等の労働環境の問題が指摘されている。

本事業では、歯科技工所として最低限備えるべき体制として、

- 法令遵守
- 労務管理
- 社会保険加入
- 労働時間管理
- ハラスメント防止

等の基本的な事項を整理した。

これらの体制を整備することは、歯科技工士が安心して働くことができる環境を確保するために重要である。

4 歯科技工所を評価する仕組みの必要性

歯科技工士の人材確保を図るためには、良質な歯科補綴物等が作成されるとともに、歯科技工士が安心して働くことができる歯科技工所を社会に可視化することが重要である。

本事業では、歯科技工所の労働環境や品質管理体制等を評価する仕組みとして、認定歯科技工所制度の創設について検討を行った。

この制度は、

- 歯科技工所として当然求められる事項を確認した上で
- 労働環境改善や人材育成に取り組む歯科技工所を評価する

制度として位置づけ引き続き制度の仕組み作りを行っていく必要がある。

5 中小歯科技工所に配慮した制度設計の必要性

歯科技工所の多くは小規模事業所であり、従業員数が少ない歯科技工所も多い。

そのため、認定歯科技工所制度の設計にあたっては、

- 一人歯科技工所
- 小規模歯科技工所

を排除しない制度設計とすることが重要である。

具体的には、

- 対象者が存在しない項目については確認対象外とする
- 実績ではなく体制の整備状況を確認する

等の配慮が必要である。

6 今後の制度展開の方向性

認定歯科技工所制度を展開していく上では、初年度は試行的な制度として運用し、運用状況を踏まえながら基準や運用方法を見直していくことが望ましい。

また、将来的には、

- 認定歯科技工所の公表
- 求人活動への活用
- 行政事業や補助事業との連携

等、制度の活用方法についても検討していく必要がある。

7 歯科技工所届出手続きの支援体制の検討

本調査においては、歯科技工所の廃業届未提出の可能性が示された一方で、歯科技工所が適正に廃業届や変更届を提出しているにもかかわらず、都道府県が公表している歯科技工所情報が更新されていないと考えられる事例も確認された。

現在、歯科技工所の開設、変更及び廃止の手続きは都道府県等の保健所に対して直接届出を行う仕組みとなっているが、歯科技工所の多くは小規模事業所なこともあり、各種制度に関する内容や情報が十分に周知されていない場合もある。また、都道府県等においても、歯科技工所情報の更新や管理に一定の事務負担が生じていると考えられる。

このような状況を踏まえ、今後の検討課題として、地域の歯科技工士会等の職能団体が、歯科技工所の開設・変更・廃止手続きに関する相談窓口として機能する仕組みの可能性について検討することも一案である。

例えば、

- 歯科技工所開設時の手続き案内
- 廃業時の届出手続きの案内
- 移転時の変更手続きの確認

等について、地域の歯科技工士会が相談窓口として関与することで、

- 届出漏れの防止。
- 歯科技工所情報の更新の適正化
- 自治体における事務負担の軽減
- 歯科技工士関係法令の周知・啓発

につながる可能性がある。

こうした仕組みについては、行政との役割分担を整理したうえで、正確な歯科技工所数把握等の情報管理の適正化に向けた方策として今後検討していくことが望まれる。

【資料1】全国歯科技工所営業実態把握調査ハガキ

厚生労働省委託による「開設届出のなされた歯科技工所」の
営業実態確認調査の実施について

公益社団法人 日本歯科技工士会

歯科技工士法第21条第2項では、歯科技工所を廃止したときは10日以内に届出の義務がありますが、届出がされず営業実態のない歯科技工所が少なくないとの認識がされています。

今回、厚生労働省がHPで公開中の全国の歯科技工所を対象として、営業実態のない歯科技工所認識のための現況（宛名不明で返送される歯科技工所の実態把握）調査を実施いたします。

◇厚生労働省 HP 「開設届出のなされた歯科技工所一覧」



ハガキが届いた方のご対応手順（Ⅰ～Ⅲ）

- I. この（表面記載）住所で現在も歯科技工所を営業中。
⇒ご対応は不要です。（ハガキは破棄してください）
- II. 移転した歯科技工所にこのハガキが転送されてきた。
⇒旧住所の所轄保健所で移転手続きが必要です。
- III. 現在はこの住所で歯科技工所を営業していない（廃止した）。
⇒問合せフォームから現状を教えてください。（2月27日（金）まで）

◇現在歯科技工所を営んでいない方へのお問合せフォーム

<https://www.across-net.co.jp/mrs/shikagiko/>



※上記Ⅱ、Ⅲについては保健所への届出義務があり、届出ないと歯科技工士法違反になります。
なお、開設者が死亡等により歯科技工所を廃止した場合は、ご家族によるご地元の保健所への届出が必要です。

◎本調査の発送等は株式会社アクロスに委託しておりますので、ご不明な点がございましたらお問合せ下さい。

株式会社アクロス（担当：金子）

〒103-0004 東京都中央区東日本橋2-8-4 東日本橋1stビル5F

e-mail: shikagiko@across-net.co.jp

TEL: 03-5823-4253（平日10:00～16:00）

※できる限りe-mailでのお問合せをお願い申し上げます

【資料2】開設届出の住所で現在は営業していない歯科技工所への問合せフォーム

現在、歯科技工所を営んでいない方へのお問い合わせフォーム

回答締切：2026年2月27日（金）まで

※本回答は匿名で行われますので、安心してご回答ください。

質問1 ハガキの届いた住所で歯科技工所を営業されていますか。（*必須回答）

- ☐ 1. 営業していない（廃止した） → [質問2へ](#)
☐ 2. 現在は営業を休止中 → [質問2へ](#)
☐ 3. 移転先にハガキが届いた → [特記事項](#)を読んでから、回答を送信してください。
☐ 4. 営業している → [特記事項](#)を読んでから、回答を送信してください。

質問1で「1. 営業していない（廃止した）」「2. 現在は営業を休止中」と回答された方にお聞きします

質問2 ハガキの届いた住所の所在地はどこですか。（*必須回答）

	都道府県	市区町村
回答欄	(全角)	(全角)
記載例	静岡県	静岡市葵区追手町

質問1で「1. 営業していない（廃止した）」「2. 現在は営業を休止中」と回答された方にお聞きします

質問3 歯科技工所を廃止、または休止されたのはいつ頃ですか。（*必須回答）

西暦 年 月ごろ

特記事項 下記の内容をご一読の上、回答を送信してください。

歯科技工所を廃止した（営業をやめられた）り、休止した場合は、歯科技工士法により届出を行う必要があります（歯科技工士法 第21条第2項）。

窓口は所在地の管轄保健所となりますので、廃止または休止届出の手続きを何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、開設者が死亡等により営業をやめられた場合は、ご家族による届出が必要になります。

【資料3】歯科技工所と自宅の所在地、同一有無確認調査結果一覧

歯科技工所と自宅の所在地、同一有無確認調査結果一覧
【対象：日本歯科技工士会開設者会員】

11月末現在

地域組織	軒数	自宅と 同じ	他所で 開設	地域組織	軒数	自宅と 同じ	他所で 開設	地域組織	軒数	自宅と 同じ	他所で 開設
北海道	157	111	46	石 川	25	19	6	広 島	73	45	28
青 森	31	25	6	富 山	20	12	8	島 根	19	10	9
秋 田	46	30	16	福 井	52	37	15	山 口	23	13	10
岩 手	40	26	14	静 岡	78	49	29	香 川	56	38	18
山 形	35	26	9	長 野	63	46	17	愛 媛	47	36	11
宮 城	31	19	12	岐 阜	108	76	32	高 知	8	5	3
福 島	72	54	18	愛 知	221	154	67	徳 島	23	15	8
群 馬	37	29	8	三 重	61	36	25	佐 賀	12	10	2
栃 木	54	42	12	滋 賀	26	17	9	福 岡	128	67	61
茨 城	53	36	17	京 都	73	46	27	大 分	31	17	14
山 梨	18	13	5	大 阪	271	98	173	長 崎	13	7	6
東 京	152	81	71	奈 良	22	12	10	熊 本	44	31	13
神奈川	98	47	51	和歌山	64	37	27	宮 崎	38	32	6
千 葉	87	50	37	兵 庫	62	39	23	鹿児島	36	21	15
埼 玉	48	26	22	岡 山	44	20	24	沖 縄	9	4	5
新 潟	93	61	32	鳥 取	9	5	4	合 計	2,811	1,730	1,081
								割 合	100%	62%	38%

注1:都道府県順は日本歯科技工士会が運用している順番。

注2:所在地が同じでも建物の階数が違う場合や別棟を歯科技工所として建築した場合は歯科技工所と自宅は別住所と判断。

注3:似通った住所の場合、電話番号が同じなら所在地が同一と判断。

【資料4】歯科技工所の営業実態把握調査 都道府県別ハガキ返戻数、割合一覧

歯科技工所の営業実態把握調査
都道府県別ハガキ返戻数、割合一覧

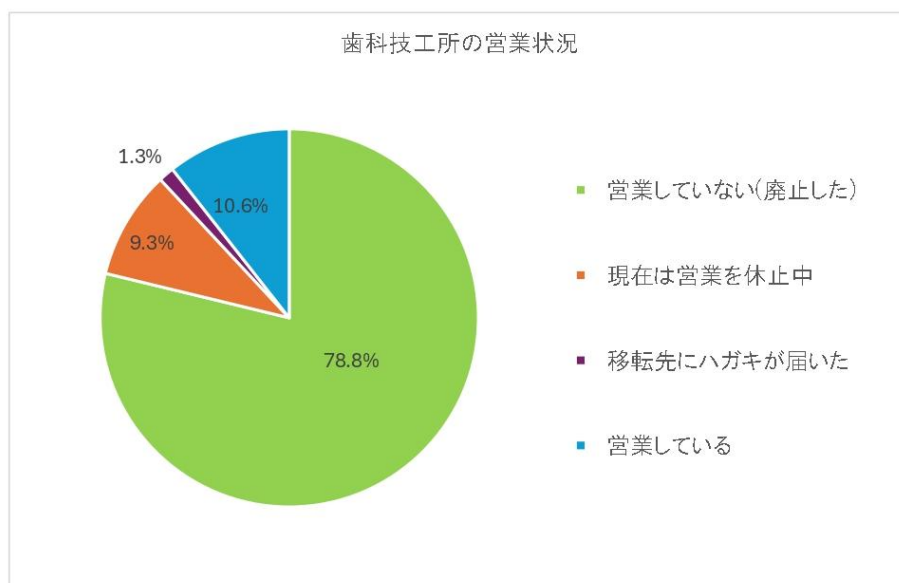
都道府県名	ハガキ送付数	返戻ハガキ数	返戻割合 (%)	地域組織	ハガキ送付数	返戻ハガキ数	返戻割合 (%)
北海道	1,205	222	18.4%	滋 賀	229	21	9.2%
青 森	206	11	5.3%	京 都	359	31	8.6%
岩 手	218	23	10.6%	大 阪	1,249	121	9.7%
宮 城	325	8	2.5%	兵 庫	826	107	13.0%
秋 田	145	3	2.1%	奈 良	240	53	22.1%
山 形	152	5	3.3%	和歌山	180	10	5.6%
福 島	432	40	9.3%	鳥 取	73	1	1.4%
茨 城	467	69	14.8%	島 根	71	0	0.0%
栃 木	414	49	11.8%	岡 山	357	40	11.2%
群 馬	353	18	5.1%	広 島	464	62	13.4%
埼 玉	1,004	159	15.8%	山 口	228	22	9.6%
千 葉	827	166	20.1%	徳 島	148	15	10.1%
東 京	1,722	187	10.9%	香 川	164	2	1.2%
神奈川	1,280	221	17.3%	愛 媛	229	14	6.1%
新 潟	358	16	4.5%	高 知	115	16	13.9%
富 山	152	13	8.6%	福 岡	928	86	9.3%
石 川	163	10	6.1%	佐 賀	135	12	8.9%
福 井	119	10	8.4%	長 崎	232	36	15.5%
山 梨	187	5	2.7%	熊 本	307	36	11.7%
長 野	399	38	9.5%	大 分	180	29	16.1%
岐 阜	442	20	4.5%	宮 崎	174	18	10.3%
静 岡	656	49	7.5%	鹿児島	298	43	14.4%
愛 知	1,174	41	3.5%	沖 縄	158	31	19.6%
三 重	263	5	1.9%	計	20,007	2,194	11.0%

【資料5】開設届出の住所で現在は営業していない歯科技工所への問合せ結果

歯科技工所を営んでいない方へのお問合せフォーム 回答集計結果

質問 1 ハガキの届いた住所で歯科技工所を営業されていますか。

全 体	528 件	100.0 %
営業していない(廃止した)	416 件	78.8 %
現在は営業を休止中	49 件	9.3 %
移転先にハガキが届いた	7 件	1.3 %
営業している	56 件	10.6 %



質問2 ハガキの届いた住所の所在地はどこですか。

※質問1「営業していない(廃止した)または現在は営業を停止中」と回答した方が対象

※黄色の塗りつぶしは、「5%以上」の都道府県

	都道府県	件数	%		都道府県	件数	%
1	北海道	25	5.4%	25	滋賀県	8	1.7%
2	青森県	4	0.9%	26	京都府	6	1.3%
3	岩手県	8	1.7%	27	大阪府	15	3.2%
4	宮城県	5	1.1%	28	兵庫県	11	2.4%
5	秋田県	1	0.2%	29	奈良県	9	1.9%
6	山形県	1	0.2%	30	和歌山県	3	0.6%
7	福島県	9	1.9%	31	鳥取県	2	0.4%
8	茨城県	19	4.1%	32	島根県	2	0.4%
9	栃木県	16	3.4%	33	岡山県	12	2.6%
10	群馬県	5	1.1%	34	広島県	14	3.0%
11	埼玉県	24	5.2%	35	山口県	4	0.9%
12	千葉県	15	3.2%	36	徳島県	3	0.6%
13	東京都	40	8.6%	37	香川県	2	0.4%
14	神奈川県	31	6.7%	38	愛媛県	7	1.5%
15	新潟県	3	0.6%	39	高知県	3	0.6%
16	富山県	4	0.9%	40	福岡県	15	3.2%
17	石川県	5	1.1%	41	佐賀県	3	0.6%
18	福井県	6	1.3%	42	長崎県	2	0.4%
19	山梨県	5	1.1%	43	熊本県	18	3.9%
20	長野県	13	2.8%	44	大分県	4	0.9%
21	岐阜県	15	3.2%	45	宮崎県	2	0.4%
22	静岡県	25	5.4%	46	鹿児島県	7	1.5%
23	愛知県	20	4.3%	47	沖縄県	3	0.6%
24	三重県	11	2.4%		合計	465	

質問3 歯科技工所の営業をやめられたのはいつ頃ですか。

※質問1「営業していない(廃止した)または現在は営業を停止中」と回答した方が対象

※黄色の塗りつぶしは、「5%以上」の都道府県

	西暦	件数	%
1	1980	1	0.2%
2	1992	1	0.2%
3	1995	3	0.6%
4	1996	1	0.2%
5	1998	3	0.6%
6	1999	1	0.2%
7	2000	9	1.9%
8	2001	1	0.2%
9	2002	2	0.4%
10	2003	1	0.2%
11	2004	1	0.2%
12	2005	5	1.1%
13	2006	5	1.1%
14	2007	5	1.1%
15	2008	2	0.4%
16	2009	2	0.4%
17	2010	16	3.4%

	西暦	件数	%
18	2011	9	1.9%
19	2012	10	2.2%
20	2013	6	1.3%
21	2014	6	1.3%
22	2015	20	4.3%
23	2016	17	3.7%
24	2017	10	2.2%
25	2018	15	3.2%
26	2019	12	2.6%
27	2020	26	5.6%
28	2021	17	3.7%
29	2022	29	6.2%
30	2023	25	5.4%
31	2024	69	14.8%
32	2025	111	23.9%
33	2026	22	4.7%
34	不明	2	0.4%
	合計	465	